

令和7年度事業報告

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

I 概 況

令和7年度は、年間を通して、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とし、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、諸施策に取り組みました。

主な事業活動の概況は以下の通りです。

[公益関係]

税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修・セミナーは、公益性を高めるため、会員のみならず一般市民も対象に実施し、多数の方にご参加いただきました。特に当局より普及に向けて要請のある電子申告（e-Tax）やキャッシュレス納付等については、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図るため、税務署、金融機関と連携し実践的な研修会を開催しました。

租税教育活動では、小学生を対象に、租税教室や税に関する絵はがきコンクールを積極的に実施し、その結果前年より多くの児童からご参加・ご応募をいただきました。

税の広報活動としては、会報の発行やホームページの公開、新聞による広報を実施しました。

税制提言活動は法人会の最重要な活動のひとつであり、新潟県連と合同で今後の望ましい税制のあり方について提言をまとめ、全法連に提出しました。その後新潟県連と連携して管内選出の国会議員や知事、市長、各議会議長に対して提言を実施しました。

[共益関係]

組織の強化・充実、広報活動、青年部会・女性部会の充実のための事業、会員企業の福利厚生に資する事業に取り組みました。

福利厚生制度では、全法連による「チャレンジ100」と銘打った制度加入企業拡大キャンペーン（県連単位）に、厚生委員会を中心として紹介活動を積極的に推進しました。

[管理関係]

事務精度の向上を志向し、諸規程の整備やWebを活用した諸会議への参加、事業活動態勢の改善等、管理運営の合理化に努めました。

令和7年度は育児・介護休業法の改正に対応するため、「職員就業規則」を一部改定しました。

II 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

決算説明会、税制改正、新設法人税務研修会、年末調整や確定申告等、申告実務を中心に計画通り開催しました。

開催状況は以下の通りです。

テ ー マ	申込数	実施回数	講 師 名
決算期別説明会	427名	8回	新潟税務署 担当官
新設法人対象の税務研修会	83名	4回	新潟税務署 担当官
令和7年度税制改正のポイントについて	169名	4回	新潟税務署 担当官
フレッシュマンのための会社税務について	49名	1回	新潟税務署 担当官
相続税・贈与税について	34名	1回	新潟税理士法人 深濑合同事務所 税理士 星 野 拓 也 氏
土地・建物の税金について	30名	1回	新潟税務署 担当官
やってみよう！ e-Tax eLTAX ダイレクト納付	115名	2回	新潟税務署 担当官 第四北越銀行 事務サービス部 担当者
年末調整実務のポイントについて	338名	5回	新潟税務署 担当官
経理・税務のレベルアップ研修会	23名	1回	新潟税務署 担当官
確定申告のポイントについて	22名	1回	新潟税務署 担当官
税務行政におけるDX ～税務行政の将来像の実現に向けて～	43名	1回	新潟税務署長 伏 木 生 祐 子 氏
これからの社会に向かって	24名	1回	新潟税務署 副署長 五十嵐 記 子 氏
税務署長との懇談会	19名	1回	新潟税務署長 伏 木 生 祐 子 氏
租税教室研修会	15名	1回	藤木サッシ(株) 羽 田 豊 氏
税務研修会<査察官について>	27名	1回	新潟税務署 担当官

合 計

1,418名 33回

※税法・税務関連の各種テキスト等を作成し、研修会等の開催時等に会員及び一般市民に配付しています。

配付したテキスト等は、「資料1」（「研修・セミナーで配付したテキスト等」の(1)税に関するもの）の通り（P20）

② インターネットセミナーの提供

研修会・セミナーで当会のホームページと一緒に周知を図りました。新たな研修会の形態としてインターネットセミナーの提供を行っています。当法人会ホームページ上にバナーがあり、ネット配信され、24時間いつでも無料でご覧いただけます。

このセミナーは、税務・経営・労務・健康等、広範囲の内容で多彩な講師陣を揃えており、多数の方にご利用いただいております。令和7年度のログイン数は2,817回でした。

(2) 講演会事業

税務署幹部職員等による、「税務行政におけるDX」や「税制改正について」などの社会情勢等に即したテーマの講演会を開催しました。

(3) 租税教育活動

公益法人として、青年部会と女性部会を中心に「租税教育活動」に積極的に取り組みました。

① 租税教室

小学校高学年の児童を対象に、税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらう目的で「租税教室」が開催され、青年部会では講師として参加しています。青年部会では、GIGAスクール設備を有効に活用し、時短・効率化により授業内容の拡充を図って、税と社会制度が一体的に演習できるような新方式を工夫した授業を行い、大変ご好評をいただいております。

令和7年度は、市内の小学校13校で34コマを担当し、1,065名の児童が受講しました。

② 税に関する絵はがきコンクール

女性部会では、小学生への租税教育活動として「税に関する絵はがきコンクール」を継続実施しています。租税教室等を通じ「税の大切さ、役割」を学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。

令和7年度は、新潟市内の小学校に電話により絵はがきコンクールへの参加を要請し、28校から882点の作品応募がありました。応募作品数は前年比+8点とわずかながらも増加となりました。その中から、金賞1名、銀賞1名、銅賞1名及び新潟税務署長賞2名、新潟市租税教育推進協議会長賞1名を選定し、表彰しました。

優秀賞を加えた全受賞作品を、税を考える週間に合わせて11月12日から11月20日までNEXT21とアピタ新潟西店、アピタ新潟亀田店にそれぞれ掲示しました。

③ 「税についての作文」事業

新潟税務署管内税務団体協議会の一員として、中学生及び高校生の「税についての作文」事業の応募作品の中から、中・高校生それぞれ1編ずつに対して新潟法人会から会長賞を授与し、会報160号で紹介しました。

④ 新潟市租税教育推進協議会の活動

租税教育の更なる充実を目的に、以下の活動に参加しました。

ア. 新潟市租税教育推進協議会定期総会

開催日 令和7年10月21日(火)
場 所 新潟税務署 2階会議室
議 題 (1) 令和6年度事業報告 全員賛成
(2) 令和7年度事業計画(案) 全員賛成

イ. 租税教室意見交換会(1回)

開催日 令和8年3月25日(水)
場 所 新潟市役所 ふるまち庁舎302会議室
議 題 ・租税教室の意見交換
・令和8年度の租税教室の申込状況等について

(4) 税の広報活動

① 新潟法人会「会報」及び全国法人会総連合機関誌「ほうじん」の配付

税、経営等に関する最新の情報を提供するため、新潟法人会の「会報」を年3回、全法連「ほうじん」を年4回(季刊発行)、会員及び一般向け(県庁・市役所・第四北越銀行)に無料で配付しました。

② 新聞による税の広報

確定申告期のスタートにあたり、2月11日(水・祝)の新潟日報朝刊に会長挨拶及び税務署の確定申告のPRを会員紹介記事と合わせて全面広告(白黒)にて掲載しました。

③ ホームページによる税の広報

- ・国税庁の最新情報をホームページにリンクしてお知らせしています。
- ・各種研修会・セミナー情報を含め、様々な法人会情報を掲載し、広く発信しています。
- ・研修・セミナーの参加申し込みをホームページからも申込できるようにしています。

(5) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要です。

法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成した自主点検チェックシート・ガイドブックを活用し、企業の税務コンプライアンス向上に取り組んでいます。各種研修会・セミナーの冒頭や、会報・ホームページ等でツールの紹介と活用を

お知らせしています。

(6) 添付書類も含めたe-Taxの普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大などの電子化に向けた取り組み

納税者の利便性向上、税務行政の効率化を図るため、税務署・金融機関と共にe-Tax、キャッシュレス納付等の周知・促進についての研修会を開催しました。また全会員向けにアンケートを実施し、利用状況の把握と推進に努めました。

2. 税制改正提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を検討しました。

「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果も併せて、令和7年6月10日に新潟県連との合同税制委員会を開催し、要望事項を取りまとめて全法連へ提出しました。

新潟県連と合同でまとめた要望事項は、「資料2」の通り (P22)

(2) 要望実現のための提言活動の展開

全法連では、各県連からの「税制改正要望」をもとに、9月26日理事会において「税制改正に関する提言」が決議されました。これをもって新潟県連及び単位会は要望実現のための提言活動を展開しました。

新潟法人会では、税制委員長、専務理事、事務局長で編成した要望団によって、令和7年12月4日、管内選出の衆参両院の国会議員に対し提言書を提出しました。更に、地方自治体に対する要望活動として、県知事・県議会議長、市長・市議会議長へ提言書を提出しました。

「令和8年度税制改正に関する提言」(要約)は、「資料3」の通り (P29)

(3) 法人会の税制改正提言の主な実現事項 (全法連)

法人会が提言した項目のうち改正が行われたものは、「資料4」の通り (P34)

3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 経営支援に関するセミナー（研修会）の実施状況

研修会開催状況は以下の通りです。

テ ー マ	申込数	実施回数	講 師 名
日本を取り巻く世界経済・安全保障情勢 ～今後の動向を読み解く～	151名	1回	ロールシャッパ・アドバイザリー 代表取締役 ジョセフ・クラフト氏
地方経済の今 ～経済学から考える地域活性化～	182名	1回	エコノミスト 崔 真 澄 氏
出張！ゴルゴ塾 命の授業	396名	1回	ゴルゴ松本氏
生成AIを仕事に活かす！ 初心者のための体験型セミナー	77名	2回	第四北越ITソリューションズ [㈱] 佐藤大輔氏 阿部弥生氏
会社がもらえる助成金活用のポイントについて	46名	1回	高橋公認会計士事務所 公認会計士 税理士 社会保険労務士 高橋信太氏
情報セキュリティ対策について ～フィッシング詐欺・サポート詐欺から 身を守るために～	34名	1回	㈱ITスクエア 平岩良和氏
健康保険制度と改正育児・介護休業法について	73名	1回	全国健康保険協会 新潟支部 企画総務グループ 浅井 宏 氏 新潟労働局 雇用環境・均等室 関口久志氏
減価償却の基本について	90名	1回	高橋公認会計士事務所 公認会計士 税理士 社会保険労務士 高橋信太氏
カスタマーハラスメント対策について	27名	1回	弁護士法人 中村・大城国際法律事務所 弁護士 小林哲平氏
健康経営研修会	19名	1回	㈱高助 後藤 祐太郎 氏
生成AI利用時の注意点 ～著作権、個人情報の取扱いを中心に～	26名	1回	弁護士法人 一新総合法律事務所 理事 新潟事務所長 朝妻 太郎 氏
健康経営の取組について ～健康で生き生きと働くために～	16名	1回	㈱アイセック 代表取締役CEO 木村大地氏
補助金の「きほん」の「き」 補助金って難しいものだと思いませんか？	8名	1回	INANO KIKAKU 代表 稲野純也氏
若手・新入社員研修	19名	1回	Kアプローチ 菊野麻子氏
新潟県の天気の特徴とこれまでの気象災害、これからの防災	15名	1回	気象予報士・防災士 宮崎由衣子氏
2026年企業経営のポイント！	17名	1回	オフィスBEAコンサルティング [㈱] 阿部中小企業診断士事務所 阿部哲也氏
事業承継問題と悪質M&Aについて	25名	1回	弁護士法人中村・大城国際法律事務所 弁護士 中村 崇 氏

Ⅲ 共益関係

1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては、会員の減少に歯止めをかけるべく、令和7年度も「前年以上の会員数確保」を基本方針とし、「役員一人1社以上獲得運動」を中心に役員の参画と指導のもと新規加入の推進を行いました。

また、協力保険会社3社、税理士会、青年部会、女性部会及び各地域部会にも例年通り協力を要請し推進しました。

しかし、近年高まる後継者問題や物価上昇等の影響により廃業・統合や経費削減を理由とする退会が増加し、残念ながら、令和8年3月末現在で2,651社と3,000社を大きく割り込んでしまっています。

[令和7年度の施策]

- ① 「役員一人1社以上獲得運動」の推進
- ② 年間の新規獲得数により表彰（団体、個人、特別）
- ③ 報奨金の支給
全法連の施策にあわせ、新潟法人会でも新規会員獲得者に報奨金を支給
令和7年度も前年度に引き続き推進員・代理店に対して上乘せ支給とした
- ④ 新設法人データの活用
- ⑤ 各研修会、新設法人税務説明会の会場で事務局が入会を勧奨
- ⑥ 新規会員紹介活動を全会員に拡大
- ⑦ 地域社会貢献活動・特別講演会のアンケートで新規会員紹介を依頼

会員数 推移 (単位：社)

所管法人数	会 員 数			加入率%	R8年3月末
	R6年12月末	R7年12月末	増減数		
12,818	2,733	2,675	△58	20.9%	2,651

(2) 広報活動の充実

- ① ポスター・パンフレットによるPR
全法連のポスター・パンフレットを活用し、PRを展開しました。
 - ・キャッチコピー：「税に強い経営者が次世代を支える！」
 - ・デザインイメージ：経営者(子ども社長)と寄り添う「けんた」をアイキャッチに、「次世代」という言葉と子どものビジュアルで、税による明るい未来を目指す法人会の存在意義や社会貢献への意識を表現
- ② 新潟日報紙面で会員企業紹介
確定申告開始時期に合わせ、新潟日報2月11日(水・祝)朝刊紙面の全面で、確定申告情報、会長挨拶、地域貢献講演会情報と会員企業の紹介広告を掲載しました。

(3) 部会等事業の充実

- ① 青年部会の活動
 - ・部会員の親睦、交流を深めるため、ゴルフ大会やモルック大会を開催しました。

- ・異業種交流、情報交換のため、令和7年9月11日（木）に企業訪問研修を実施しました。
- ② 女性部会の活動
 - ・部会員の資質向上を図るため、令和7年10月28日（火）に企業訪問研修を実施しました。
 - ・部会員の親睦、交流を深めるため、令和8年2月12日（木）に「新年会」を開催し、新潟税務署長の講演会&座談会を実施しました。

部員数 推移

	R 6年3月末	R 7年3月末	R 8年3月末
青年部会	42名	52名	49名
女性部会	37名	41名	40名

(4) 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強や財政基盤維持確保の面で重要なものであり、厚生委員会が中心となって紹介活動を展開しました。

① 福利厚生制度連絡協議会の開催

令和7年9月10日(水)第3回理事会終了後に、法人会と福利厚生制度協力保険会社3社との連携を密にするため、福利厚生制度連絡協議会を開催しました。

② 保険3社の加入状況について

保険3社の加入状況（令和8年3月現在）

	大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	24.4%	24.1%	18.1%
加入企業数	668社	646社	485社

③ 福利厚生制度加入企業拡大活動「チャレンジ100」

令和7年度は、全法連による福利厚生制度推進施策の名称を「チャレンジ100」に改め活動を継続しました。制度創設時の想い、原点に立ちかえり、「1社でも多くの会員企業様を守る」ために、加入企業と新契約件数の拡大に積極的に取り組みました。

(5) 会員支援事業

- ・令和7年度優良経理担当職員表彰式（第54回）

勤続10年以上の経理担当者及び5年以上の指導的立場の職員で、経営者が特に推薦する人を対象に表彰式を開催しました。

優良経理担当職員表彰式

開催日 令和7年10月23日（木）

会場 ホテルイタリア軒 3階「サンマルコ」

受彰者 23社 32名（内出席23名）

表彰の趣旨

企業の経営にとって経理と税務は極めて大きなウェイトを占めていることはいまでもない。経理担当職員は、企業にとっては最も中枢的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。

これら経理担当職員のうち、功労顕著な方々を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

IV 管理関係

1. 事務運営態勢の確立

公益法人制度の関連法令を踏まえ、諸規程の整備を継続するとともに、ルールに基づく適正かつ合理的な事務処理体制の構築を図りました。

2. 諸会議の開催状況

(1) 第14回通常総会

開催日 令和7年6月4日(水)
会場 新潟グランドホテル 3階「悠久」
出席人数 1,701社(委任状含む)
決議事項

- 第1号議案 令和6年度決算報告承認の件
- 第2号議案 役員選任(案)承認の件
- 第3号議案 その他

報告事項

- ①理事会承認事項
 - 令和6年度 事業報告
 - 令和7年度 事業計画
 - 令和7年度 収支予算
- ②その他

(2) 理事会

・第1回

開催日 令和7年5月12日(月)
場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」
出席人数 38名(理事55名中)
決議事項

- 第1号議案 令和6年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和6年度決算報告承認の件
- 第3号議案 役員等の選任及び退任に関する規程の一部改定の件
- 第4号議案 役員選任(案)承認の件
- 第5号議案 参与選任(案)承認の件
- 第6号議案 その他

報告事項

- ①全法連及び新潟県連功労者表彰者について
- ②会員増強運動表彰者について
- ③福利厚生制度の実績について
- ④その他

・第2回

開催日 令和7年6月4日(水)
場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

出席人数 35名（理事56名中）

決議事項

第1号議案 代表理事（会長）選定の件

第2号議案 業務執行理事（副会長、常任理事、専務理事）選定の件

・第3回

開催日 令和7年9月10日（水）

場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

出席人数 31名（理事56名中）

決議事項

- ①委員会の新委員就任承認の件
- ②職員就業規則の一部改定の件
- ③その他

報告事項

- ①業務執行理事の業務報告について
- ②令和8年度税制改正要望事項について
- ③会員増強運動について
- ④広報委員会報告について
- ⑤青年部会の租税教室の実施結果について
- ⑥e-Taxの推進について
- ⑦その他
 - ・優良経理担当職員表彰式について
 - ・年末特別講演会・懇親会について

・第4回

開催日 令和8年3月12日（木）

場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

出席人数 35名（理事56名中）

決議事項

第1号議案 令和8年度事業計画（案）等承認の件

第2号議案 令和8年度通常総会の日時及び場所

並びに議事に付すべき事項について

第3号議案 その他

報告事項

- ①業務執行理事の業務報告について
- ②令和8年度税制改正提言活動について
- ③令和8年2月末現在の会員数と会員増強運動について
- ④会報発行について
- ⑤女性部会の税に関する絵はがきコンクール実施結果について
- ⑥法人会役員が代表を務める法人のe-Taxの利用状況等について
- ⑦会員向けビジネス・マッチングについて

⑧福利厚生制度の実績について

⑨その他

(3) 総務委員会

・第1回

開催日 令和7年4月24日(木)

場所 にいがた法人会館 2階 会議室

議題 令和7年度通常総会に上程する議題について他

①令和6年度事業報告(案)について

②令和6年度決算報告(案)について

③役員等の選任及び退任に関する規程の一部改定の件

④役員選任(案)について

⑤参与選任(案)について

⑥全法連及び県連功労者の表彰者について

⑦会員増強運動表彰者について

⑧その他

・第2回

開催日 令和8年2月17日(火)

場所 にいがた法人会館 2F会議室

議題

①令和8年度事業計画(案)等について

②令和8年度通常総会開催予定について

③会員向けビジネス・マッチングについて

④その他(会員増強ほか)

(4) 税制委員会

・第1回(新潟県法人会連合会・新潟法人会合同税制委員会)

開催日 令和7年6月10日(火)

場所 にいがた法人会館 2F会議室

議題

①全法連税制委員会の報告について

②税制改正に関するアンケート調査結果について

③令和8年度税制改正要望書作成のための審議について

④その他

(5) 広報委員会

・第1回

開催日 令和7年7月30日(水)

場所 にいがた法人会館 2F会議室

議題

①「会報158号」原稿の校正について

②次号「会報159号」発行計画について

③その他

・第2回

開催日 令和7年11月6日(木)

場所 にいがた法人会館 2F会議室

議題

①「会報159号」原稿の校正について

②次号「会報160号」発行計画について

③その他

・第3回

開催日 令和8年1月29日(木)

会場 にいがた法人会館 2F会議室

議題

①「会報160号」原稿の校正について

②次号「会報161号」発行計画について

③その他

(6) 厚生委員会

・福利厚生制度連絡協議会

開催日 令和7年9月10日(水)

場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

議題

①福利厚生制度の現況と今後の推進について

大同生命保険(株)・AIG損害保険(株)・アフラック生命保険(株)

②大型保障制度 表彰式

③その他

(7) 事業研修委員会

・第1回

開催日 令和7年9月18日(木)

場所 「和幸」会議室

議題

①優良経理担当職員表彰式日程について

②優良経理担当職員表彰者の選考について

③特別講演会開催について

④表彰式当日の役割分担について

⑤その他

・優良経理担当職員表彰式

開催日 令和7年10月23日(木)

場 所 ホテルイタリア軒 3F「サンマルコ」
表彰者 23社 32名（内出席23名）
出席者 合計43名

(8) 組織委員会

・第1回

開催日 令和8年2月10日（火）

場 所 「和幸」会議室

議 題

- ①会員増強への取組みについて
- ②その他

(9) その他会議・行事等

①地域部会事務連絡会

開催日 令和7年7月23日（水）

場 所 にいがた法人会館 2F会議室

議 題

- ①新潟法人会の現状及び最近の動きについて
 - ・令和6年度決算
 - ・令和7年度事業計画
 - ・令和7年度予算
 - ・令和8年度税制改正要望事項について
 - ・その他
- ②現在の会員数及び会員増強運動について
- ③福利厚生制度の推進について
- ④キャッシュレス納付の推進について
- ⑤各地域部会の現況
 - ・各地域部会からの意見、要望
- ⑥その他
 - ・今後の予定、他

②新潟税務署管内税務団体協議会 総会

開催日 令和7年6月10日（火）

会 場 禅 ZEN

議 題

- ・令和6年度事業報告について
- ・令和6年度収支決算報告について
- ・令和7年度事業計画（案）について
- ・令和7年度収支予算（案）について
- ・役員選任について

③新潟税務署管内税務団体協議会 役員会

開催日 令和7年9月17日（水）

会 場 禅 ZEN
議 題 ・令和7年度「税を考える週間」の行事予定について
・令和7年度「納税表彰式」について
・その他

④令和7年度 新潟市租税教育推進協議会 定期総会

開催日 令和7年10月21日（火）
会 場 新潟税務署 2階会議室
議 題 ・令和6年度事業報告
・令和7年度事業計画（案）
・その他

⑤令和7年度 納税表彰式

開催日 令和7年11月13日（木）
式 場 ホテルイタリア軒 5階 「トリノ」

⑥「税を考える週間」第4回イータ君カップ

開催日 令和7年11月8日（土）
会 場 新潟市体育館

⑦新潟税務署管内税務団体協議会 役員会

開催日 令和8年1月19日（月）
会 場 新潟税務署 2階会議室
議 題 ・令和7年度「税を考える週間」の行事实施結果について
・令和7年分確定申告期における広報計画について
・令和8年度「税を考える週間」イベントに向けて
・令和8年度収支予算（案）について
・令和8年度事業計画（案）について

(9) 部会関連

[青年部会関係]

令和7年	4月9日	役員会・合同委員会 第1回研修会「健康経営について」
〃	5月9日	役員会・合同委員会 スポーツ大会（ゴルフ、モルック）
〃	5月15日	局連青連協正副会長会議
〃	6月17日	役員会・合同委員会 第14回通常総会 講演会「これからの社会に向かって」
〃		講師 新潟税務署 副署長 五十嵐 記子 氏
〃	6月27日	第1回県連青年部会連絡協議会正副会長会議
〃	7月10日	役員会・合同委員会

令和7年	8月6日	役員会・合同委員会・租税教室意見交換会
〃	9月11日	企業訪問研修 役員会・合同委員会
〃	10月9日	第41回県連青年部会連絡協議会合同セミナー(新津) 記念講演会「足から企業のあしたを変える! 転ばない足づくり」 講師 足寿命アドバイザー 林 妙 氏
〃	10月15日	役員会・合同委員会 第2回研修会「生成AI利用時の注意点」
〃	11月13日	役員会・合同委員会
〃	11月20・21日	第39回「法人会全国青年の集い」(山梨大会) 部会長サミット
〃	12月11日	役員会・合同委員会 第3回研修会「健康経営の取組について」
令和8年	1月14日	役員会・合同委員会 会員交流会(モルック大会)
〃	1月16日	県連青年部会連絡協議会正副会長会議
〃	1月17日	地域社会貢献活動 献血活動: 於 黒崎市民会館
〃	2月12日	役員会・合同委員会・租税教室研修会
〃	3月11日	役員会・合同委員会・歓送迎会
〃	3月25日	新潟市租税推進協議会 租税教室意見交換会出席

[女性部会関係]

令和7年	5月21日	定例会
〃	6月3日	全法連: 女連協定時連絡協議会リモート出席
〃	6月26日	第14回通常総会
〃	7月24日	県連: 女性部会連絡協議会正副会長会議
〃	8月22日	定例会
〃	9月18日	全国女性フォーラム(北海道大会)参加
〃	10月1日	役員会
〃	10月14・15日	税に関する絵はがきコンクール 最終審査
〃	10月24日	県連: 女性部会連絡協議会 合同セミナーin三条 記念講演会「あしたのカレー ~スパイス料理と健康~」 講師 スパイス料理研究家 一条もんこ 氏
〃	10月28日	企業訪問
〃	11月19日	役員会
令和8年	2月12日	役員会
〃	〃	講演会及び新年会 講演会「私と仕事・私のリフレッシュ法」 講師 新潟税務署長 伏木 生祐子 氏

〔地域部会関係〕

新潟西地域部会

令和7年 5月29日 令和7年度定時総会

白根地域部会

令和7年 4月9日 若手・新人社員研修

4月15日 令和7年度定時総会

研修会「査察官について」

11月28日 経済講演会「新潟県の天気の特徴とこれまでの気象
災害これからの防災」

12月16日 研修会「2026年の企業経営のポイント!」

亀田地域部会

令和7年 5月26日 令和7年度定時総会

研修会「令和7年度税制改正について」

令和8年 3月5日 セミナー『補助金の「きほん」の「き」補助金って
難しいものだと思いませんか?』

黒埼地域部会

令和7年 5月29日 令和7年度定時総会

12月11日 研修会「事業承継問題と悪質M&Aについて」

豊栄地域部会

令和7年 5月23日 第36回定時総会

セミナー「令和7年度主要税制改正の概要について」

11月19日 セミナー「サイバーセキュリティ&BCP対策セ
ミナー」

令和8年 2月6日 セミナー「建物を建てる時のルール～建築基準法
の改正と基礎知識～」

《功勞による表彰者》

令和8年度 全国法人会総連合功勞者表彰（単位会関係）

《表彰状》

関本 浩司（理 事）
後藤 透（理 事）
佐藤 信久（理 事）

令和8年度 新潟県法人会連合会功勞者表彰（単位会役員関係）

《表彰状》

鈴木 元近（理 事）
堀川 吉明（理 事）
篠澤 貴徳（理 事）

令和8年度 新潟県法人会連合会功勞者表彰（事務局専従役職員関係）

該当なし

V 運営体制の充実を図るための取組

当法人のガバナンスの更なる充実に向けて、令和7年6月4日通常総会において、外部理事1名、外部監事1名を選任しました。

以上

研修・セミナーで配付したテキスト等

(1)税に関するもの

- ①令和7年度 税制改正のあらまし
- ②令和7年度 絵と図表でわかる相続・贈与の税金
- ③令和7年度 とっておきの相続・事業承継成功のツボ
- ④令和7年版 土地・建物の税金ガイド
- ⑤令和6年版 主要税法便覧
- ⑥令和7年度 ことしの税制改正のポイント
- ⑦経理担当者が迷う 会社税務
- ⑧令和7年版 会社税務のてびき
- ⑨マンガでわかる！決算書のルール
- ⑩くらしの税金百科2025～2026
- ⑪確定申告ガイドブック
- ⑫「年収103万円の壁」改正ガイド
- ⑬令和7年分 わかりやすい年末調整実務のポイント
- ⑭令和8年1月からの源泉徴収事務Q&A
- ⑮令和7年分 会社役員のための確定申告実務ポイント
- ⑯おじいさんの赤いつば（租税教室用テキスト）
- ⑰令和7年版 会社の決算・申告の実務
- ⑱「キミも納める！税金どこ行くの？タックスフントとけんたくん」（租税教室用テキスト）
- ⑲令和7年度版 新設法人のための「会社の税金ガイドブック」
- ⑳令和7年度版 会社取引をめぐる税務Q&A
- ㉑令和8年度 速報 税制改正のあらまし
- ㉒令和8年度 ここが変わる！ことしの税制改正
- ㉓自主点検チェックシートチラシ

(2)経営支援に関するもの、その他

- ①AIを味方にする あなたの仕事と会社業務
- ②令和7年度版 労働・社会保険法令の改正対応リスト 令和7年以降に対応が必要な22のポイント
- ③中小企業だから出来る値上げの考え方・進め方
- ④定年前後のしくみと手続き 年金・保険・税金
- ⑤知って安心 あなたの年金Q&A
- ⑥会社がもらえる助成金活用のポイント
- ⑦迷いやすい仕訳のポイント
- ⑧知ろう！考えよう！食品ロスのはなし
- ⑨中小企業の労働最前線
- ⑩すぐに使える！イマドキZ世代社員とのコミュニケーション術

- ⑪中小企業の防災とBCP策定のキホン
- ⑫Q&Aカスタマーハラスメント対策ガイド
- ⑬これ1冊でOK！社会人のための基本のビジネスマナー
- ⑭はじめての相続と生前対策
- ⑮ビジネスでも知っておきたい歴史の新常識
- ⑯社会・消費者とのトラブル回避Q&A

新潟県連と合同でまとめた要望事項

令和 8 年度税制改正要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会
公益社団法人 新潟法人会

第一 はじめに

世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴って輸入物価が押し上げられ、日本経済は物価が上昇し、金利のある世界へと転換してきた。また、米国の関税政策により世界経済の混乱も生じてきており、ロシア・ウクライナの紛争の見通しも定まらない中、世界的な景気減速が懸念される。

こうした中、地域経済と雇用を担う中小企業は、原材料価格の上昇や少子高齢化と人口減少に伴う人手不足、最低賃金の引き上げにより相応に毀損しており、それらからの再起・活性化が不可欠であり、さらなる大胆な税・財政政策が求められる。ただし、それらの政策として減税や一時金支給などの議論があるが、今後の財源を含めた検討が重要である。

基本的に、DX化を中心とした省力化や生産性の向上など、事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要で、超高齢化社会が急速に進展する中、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立が引き続き重要な課題である。また、地方活性化の中心的な役割を担う中小企業の事業承継などの支援も必要である。

税制改正要望にあたり、法人税制と事業承継税制への取組が中小企業活性化への喫緊の課題と認識する中、今後の要望についてより強いトーンで要請して行くことが必要であると認識している。そのため、要望事項の構成で総論において、重要度の高い順に列記するべきであるとして、昨年までの「行財政改革の徹底」に優先して法人税制、事業承継税制、消費税制、地方税の順に言及することで重点項目を明確化することにより、効果的な提言となるものと考えられる。

さらに、税制改正要望において、長年に渡って要請しているにも関わらず、進展のない項目について、その検討状況の開示やさらに進捗させるための条件面などについて公表することを求めている。

第二 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、エネルギー、原材料価格の上昇や賃上げの要請など一段と厳しい経営環境におかれている。事業の継続や新規分野への展開を支援するための税制の拡充、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していくことが強く求められる。また、近年、政策の効果について実証を重視した議論が求められており、ターゲットを絞った政策実施やメリハリのある法人税体系を構築されることが期待される。

1. 法人税率の軽減措置

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が令和9年3月まで延長されたが、所得の高い中小企業等については見直しを行うとともに、大多数の零細中小で収益力の低い企業を対象として、引き続き本則化することを要望する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600万円程度に引き上げることを求める。なお、これらの要望を長年受け入れられない理由、または受け入れるための条件等について示していただきたい。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充していくことが必要である。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げ損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長する。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するにあたって、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

4. 賃金引上げのための優遇税制

賃上げは人員確保のために必要対策になっており、黒字企業のみにも有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要である。

経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、優遇措置に対する要件の緩和等を引き続き検討が必要である。

5. 中小企業の事務負担の軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。定額減税時の混乱など、事業者の過大な事務負担を強いた反省から、今後急な税等に関する事務変更が必要となった場合、既存事務への負荷増加にならないように配慮する制度設計をすること、及び、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が必要不可欠である。

第三 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及

ばすものである。

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高まってきているなか、後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化すべきである。そのために、

1. 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業継承税制の創設
2. 取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す
3. 相続税、贈与税の納税猶予制度を免除制度に改める

これらの要望実現は中小企業の事業承継における喫緊の課題であり、期限を定めて実現の方向性、見直しについて示すことを強く望む。

なお、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置が特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）をもって延長されないこととなっているが、有効な代替案が明示されるまでは継続することを強く要望する。令和9年12月末で特例措置期間が終了するが、期限終了時には中小企業の事業用資産の円滑な移転が可能となるようなメリハリのある納税免除等の「特例」の新設が求められる。但し、新設にあたっては利用しやすさなど、中小企業目線での制度設計を強く要望する。

第四 消費税制について

軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担や税収減などから、制度は見直すべきであり、弾力的な対応を望むところだが、昨今の物価対策、景気対策において大幅な減税のための見直しが議論されることがあるが、その見直しにおいても、単純でわかりやすく、企業の事務負担が少なく、社会保障と税の一体改革に配慮された運用を強く要望する。

また、令和5年10月に導入されたインボイス制度について、事業者の事務負担やコストが増加することや免税事業者が商取引から排除される恐れがある。課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。併せて、仕入税額控除の特例や消費税の2割特例が適用されているが、そもそも対象として小規模事業者が多いことから、事務負担の軽減の観点から特例を本則化するべきである。

さらに、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。インボイス制度に伴う事務は生産性や売上、利益に貢献しない業務であり、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

第五 地方税制について

1 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっている。評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行うべきである。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大す

るとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

第六 行財政改革の徹底

1. 財政健全化と行政改革の徹底

令和7年度予算編成は、歳入115.5兆円のうち、税収は78.4兆円、国債の新規発行額は28.6兆円であり、公債依存度は24.8%となっている。また令和7年度末の国および地方の長期債務残高は1,330兆円となる見込みである。

本年1月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支対GDP比は、▲0.7%（▲4.5兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのには2026年度となる見込みである。

財政健全化は国家的課題であり、将来世代への負担の先送りを回避するため、歳出・歳入の一体的改革に取り組むこと等が極めて重要であり、歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、実効性ある計画を策定し、着実に改革を実行することが求められる。

政府では防衛費増額や少子化対策、今般の物価高、米国関税引き上げに伴う景気対策などその安定財源の確保に向けた議論がきわめて重要である。

持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する中、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期することが重要であり、経済あっての財政であり、経済の立て直しを第一義に行い、財政健全化に向けて取り組むことが必要である。

行政改革を徹底するに当たっては、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

1. 議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
 2. 特殊法人改革等の推進
 3. 積極的な民間活力の導入
 4. 特別会計の抜本的改革
 5. 予算執行についてのチェック体制強化
 6. 国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- ## 2. 社会保障制度改革推進について

「社会保障制度」について、適正な「負担」と「給付」の「重点化・効率化」により社会保障給付費を抑制することが必要と考えられる。団塊の世代全員が後期高齢者となり、今後さらに医療と介護の給付費増加等が懸念されるなど、

財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。

日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えており、今はまさにそれに対処するために積極的に具体策を実行していかなければならない重要な時期にあたる。ここにおいて、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要である。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要であり、医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

すなわち、社会保障制度での中小企業で過度な保険料負担増加を抑え、経済成長を阻害しないように配慮する必要がある一方、高所得高齢者の年金支給方法の見直し、負担能力に応じた診療報酬の見直し、中低所得層への児童手当の更なる見直し、介護保険においても介護必要者の見極めなど、持続可能な社会保障制度を構築するために、「負担」の確保と「給付」の見直しが必須である。

また、いわゆる「年収の壁」により就労調整が行われ、中小企業が人手不足となっていることを鑑み、今年度一部見直しがおこなわれたが、引き続き、女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障のあり方について検討することが必要である。

3. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難く、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

制度の運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じることが重要である。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 無形減価償却資産

ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

(3) 引当金

退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。

また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

(4) 法人税の延納

不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。

(5) 申告書の提出期限

会社法上の決算事務を人手不足や税理士の負荷増加から2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。なお、長年要望しているが、実現しない理由等について明示いただきたい。

(6) 電話加入権の損金算入

電話加入権については、昨今の電話の普及状況を鑑み、非償却資産から減価償却資産に見直し、損金算入を認めること。

(7) 耐震補強工事による特別償却

建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

2 所得税関係

所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきです。「所得の壁」を取りはらい、社会保険、雇用保険を全て所得に比例させることや医師に優遇される税制など業種による税負担の違いなどを見直していくことなども検討すべきである。また、所得税の特別徴収や年末調整など企業の事務的負担が増大しており、事務負担軽減に取り組んでいただきたい。

(1) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。特に、人的控除については改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(2) 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

(3) 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

(4) 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

また、病気の予防が医療費の削減につながることから、予防接種、人間ドック費用も控除対象医療費として認めるべきである。

(5) 源泉納付

源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

(6) NISA口座複数金融機関での開設

金融機関毎でNISA対応商品が異なることから、幅広い商品選択のニーズに応えるため、マイナンバーカードで限度額管理の上、複数金融機関での口座開設を可能とする。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税基礎控除の見直し

少子化に伴う法定相続人の数は減少傾向、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が増加していることから、基礎控除のあり方を見直し、最低でも10年前の引き下げ前の(5,000万円+1,000万円×法定相続人数)水準にまで引き上げること。また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 贈与税基礎控除の見直し

経済の活性化や子育て世代への資産の移転に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(4) 贈与税の配偶者控除の引き上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

(5) 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。

(6) 課税財産の見直し

相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

4. 消費税関係

(1) 消費税の確定申告書の提出期限

消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内(現行2か月以内)とする。

(2) 消費税の届出書の提出期限

消費税の各種届出書の提出は、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限(現行は課税期間の開始日の前日)まで延長する。

5. 印紙税関係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、紙に対して課税される印紙税は意味がなくなってきており、廃止するべきである。

以 上

令和8年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

- ・今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。
 - (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
 - (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乘せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
 - (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。
 - (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
 - (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
 - (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。

- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

- ・国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず臆より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。
- ・マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
- ・マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高

齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切

り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

- (1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

・地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

- (1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。
- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

IV. 自然災害への対応

- ・東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。
- ・政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
- (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

法人会が要望した項目のうち改正が行われたもの

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和 8 年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和 8 年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年 9 月に「令和 8 年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和 8 年 3 月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満(改正前：30万円未満)に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下(改正前：500人以下)に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和 8 年 3 月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。	<ul style="list-style-type: none">・オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。	<ul style="list-style-type: none">・法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

[消費税制]

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。	<ul style="list-style-type: none">・免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

[所得税]

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
<p>・ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。</p>	<p>・寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。</p> <p>また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。</p>

2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
<p>・薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。</p>	<p>・対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。</p>

[地方税]

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
<p>・固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。</p>	<p>・家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。</p>